

平成 30 年第 19 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 2 号）を除く

平成30年第19回教育委員会会議

1 日 時 平成30年10月30日（火） 13時30分～13時54分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	道 尻	豊
教育次長	山 根	直 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
生涯学習推進課長	大 場	智 裕
推進担当係長	山 田	良 輔
推進担当係員	佐 藤	育 美
学校教育部長	檜 田	英 樹
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員担当課長	榊 原	直 志
服務・人事制度担当係長	富 本	智 也
人事係員	小 澤	郁 哉
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	札 場	義 章
書 記	山 本	裕 奈

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第2号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、平成30年第19回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と道尻豊委員にお願いいたします。

なお、本日は、石井知子委員から、所用により会議を欠席される旨のご連絡がありました。

本日の議案第1号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第2号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長谷川教育長 それでは、議案第1号から第2号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について、ご説明いたします。

本件は、第4回定例市議会に公の施設の指定管理者の指定の件、札幌市民ホールの議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に対し教育委員会として意見を述べるために提出したものです。

市民ホールの指定管理者選定については、今年6月の教育委員会会議におきまして、札幌市民ホール指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命の議案についてご審議いただいた際にご説明いたしました。資料1「指定管理者制度及び指定手続の概要」に沿って、ご説明させていただきます。

「1 公の施設について」、「2 指定管理者制度について」では、地方自治法で規定する、指定管理者制度の概要について記載しております。

次に、「3 指定手続のスケジュール」をご覧ください。

札幌市民ホールにつきましては、平成31年3月末日をもって現在の指定期間が終了することから、引き続き施設を維持管理するため、公募により、指定管理者の募集を行ったところでございます。まず、7月4日に第1回目の選定委員会を開催いたしまして、募集要項に対する意見聴取と選定方式について審議し、選定方式は「総合点数方式」を採用しました。第1回目の選定委員会の後、募集要項配布、事前説明会開催、申込受付開始と進めまして、9月12日の申込期限までに、現在の指定管理者1団体のみから応募がございました。その後、9月21日に第2回目の選定委員会を開催し、応募団体によるプレゼンテーション、応募書類やプレゼンテーションの内容に対するヒアリングを行った後、募集要項で定める項目に沿って採点が行われ、指定管理者候補者の選定を行っております。

続きまして、資料2及び資料2別紙をご覧ください。

選定委員会における審議の結果、現在の指定管理者であります、大和リース株式会社札幌支店を指定管理者候補者として選定しました。資料2「指定管理者議案説明資料」では、市民ホールの概要や、選定された団体の概要、事業計画及び収支計画などについて記載しております。

選定理由といたしましては、資料2別紙「札幌市民ホールの指定管理者の選定結果について」の「4（2）選定の理由」にありますとおり、平成20年の市民ホールの供用開始から、指定管理者として良好な管理運営を行っていることと評価で

きること、市民ホールの設置目的の達成に向けた運営方針と事業計画を提示しており、人員の確保・育成が可能な組織体制も備えていると認められること、経営状況から安定した経営能力を有していると判断でき、市民ホールの確実な管理運営が期待できる団体であること、自主事業として市民ホールにコンビニエンスストアを設置しており、当該事業において得られた利益を「札幌みらい塾」などの自主事業の充実や施設修繕等により還元するとの提案も評価できること、でございます。

なお、指定管理者が施設の管理運営を行う期間は、事務処理要綱等により原則として5年間と定められておりますので、市民ホールにつきましては、平成31年度から平成35年度までの5年間としております。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○道尻委員 ちょっと教えていただきたいのですが、資料2の6の収支計画のところにあります指定管理業務に係る収入の中で、その他の収入という項目があるのですけれども、具体的にはどんなものが入っているのでしょうか。

○生涯学習部推進課長 部屋を借りた際に、マイクだとか色々な物品を借りたときに係る物件費等がその他の収入ということになっております。

○道尻委員 もう一点、資料1のスケジュールにも書いてありますが、これまで指定管理者をされていた1団体だけが応募されたという形になっているのですけれども、この1団体の応募にとどまった理由はどのように考えておられるのか、あるいは説明会には参加したけれども、実際応募はしなかったという団体に何かヒアリング等されているのか、その辺の1団体応募にとどまった理由については何か分析をしているのでしょうか。

○生涯学習部長 前回の応募の時には、4団体から応募がありまして、今回の応募では事前説明会には3団体が出席されておりました。

そのうち、今回選定しました大和リース株式会社札幌支店のほかにも、もう1団体からも応募する意向を示されていたのですが、実際には今回は1団体のみということになりました。応募のなかった方の団体については、北海道胆振東部地震で、すでに指定管理として管理運営を行っている施設で被害があったことが

関係しているようですが、確かな理由はわかっておりません。

○道尻委員 今回のご提案の意見につきましては、異論ございませんけれども、私の意見として申し上げておきますと、今回の指定管理者制度の目的として挙げられている経費の節減、市民サービスの向上というところを更に追求していく上では競争性というのが大事ではないかなと思いますので、もし現状の応募の要件等でなかなか他の団体が手を挙げようとしらない原因があるとすれば、その改善というのは検討された方がいいのではと思います。今後そのような点を考慮していただくことをお願いしたと思います。以上です。

○生涯学習部長 はい。

○長谷川教育長 よろしくお願ひしたいと思うのですが、次の指定管理についてはどのようになるのでしょうか。

○生涯学習部長 市民ホールは平成35年度までは存続が決まっているのですが、その後どうなるのか、まだはっきりしておりませんので、次も公募するのかどうか、施設の存続自体にも関わりますので、今のところでは申し上げられない状況です。

○長谷川教育長 おそらく、そういったところも募集してくる企業にとっては、あまりプラスに働けないというところもあるのかもしれないですね。

ほかにはいかがでしょうか。

○池田委員 少し関連しているかもしれないですが、資料2の6の収支計画の利用料金のところについてです。札幌市に文化芸術劇場「hitaru」が新しくできた影響で、札幌市民ホールの利用率がもしかすると少し減るのではないかと素朴に感じています。利用料金に関しては平成35年度まで同じようなレベルでと想定されていますけれども、このあたりについて減ってしまうのではないかというような懸念等が新しい指定管理者ですとか選定委員などで少し議論になったということはなかったのでしょうか。つまり今後の見通しについて、これによろしいのだろうかというような視点はなかったのでしょうか。

○生涯学習推進課長 利用率はだいたい市民ホールは75%ぐらい使われておりまして、かなり高利用率となっております。新しく施設ができたということになれば、そちらに流れる可能性もあるという懸念もありますけれども、市民ホール

は、基本的には市民の団体で、区民センターや地区センターを利用されているような方がかなり利用されている施設であること、また、新しくできた市民交流プラザと連携を図って利用率を上げていくというご提案もありましたので、その辺は指定管理者としても考慮しているところではあります。

○池田委員 わかりました。

○長谷川教育長 新しい文化交流施設については、芸文館のものを引き継いでいるというのが大方だと思います。ただ影響はおそらく出てくると思いますけれども、ある程度のすみわけというのはこれからもあるかなと思います。

○池田委員 よくわかりました。提案自体については特に異論はございません。

○阿部委員 6番の収支計画のところなのですが、最後から2行目の利益還元はこの金額が、別紙のところに書いてあります「札幌みらい塾」などの大和リース株式会社の自主事業への充実などに使われるということなのでしょうか。

最後の収支の差額の金額というのは、どこにプールされる金額なのでしょうか。

○推進担当係員 収支の差額のところで出てくる金額は指定管理者の利益分になります。また、利益還元は「札幌みらい塾」の自主事業もそうですし、施設の修繕にも必要などころが出てきますので、そういうものに充てていただくという提案をいただいております。

○阿部委員 わかりました。

○長谷川教育長 施設の修繕は基本的には、どこが行うのでしょうか。

○推進担当係員 金額で分かれていまして、50万円未満の修繕は指定管理者の方でやっていただき、50万円以上のものは基本的には教育委員会が行います。

○長谷川教育長 いかがでしょうか。

○阿部委員 わかりました。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号につきましては提案どおり決定をさせていただきますと思います。

以下 非公開